



2023年7月15日発行(季刊)

認定 NPO 法人 市民シンクタンクひと・まち社
〒160-0021 新宿区歌舞伎町 2-19-13 ASKビル 501
TEL 03-3204-4342 FAX 03-6457-6202
E-mail npo@hitomachi.org
URL : http://www.hitomachi.org
郵便振替口座 00170-6-410791 NPO 法人市民シンクタンクひと・まち社

高次脳機能障害とともに「はたらき THE かり」の活動

ひと・まち社理事 池田敦子

高次脳機能障害とは

高次脳機能障害はようやく知られるようになってきた。TKK¹のパンフレットでは「突然の交通事故、脳血管障害、心筋梗塞、重度の喘息、水難事故などによる低酸素脳症、感染症などの様々な原因で脳が損傷することによって生じます。症状は重複していることが多く、人それぞれの損傷部位によって、異なった症状が出現します。適切な専門のリハビリや訓練により改善が見込めるため、早期の家族の気づきや、周囲の理解が大切です」と解説している。具体的な症状は記憶障害、注意障害、遂行機能障害、半側空間無視、地誌的障害、失語症、失認症、失行症、そのため自発性の低下・固執性・依存性・ボーッとしている・感情のコントロールの低下・欲求のコントロールの低下など、社会的行動障害が生じる。

当事者による朗読劇

「はたらき THE かり」(以下ザカリ)は、人生の半ばで脳を損傷し高次脳機能障害になった人とその家族等の集まりの名称で総勢19人の会。毎月最後の土曜日、1回おきにリーディング(朗読)劇の練習とお楽しみ会を開いている。当事者は9人で年齢は30~50歳代、まさに働き盛りの年頃だ。

朗読指導は家族の一人で女優のOさん。朗読劇の目標は、上手に読めるようになることではなく、セリフの意味や心情など場面の背景を理解し声を通して表現することにあり、その評価を、一生懸命にやったその時点での達成感に置いている。演目は、オオカミとヤギの互いを信じる力と篤い友情を描いた『あらしのよるに』²。ザカリ結成は22年9月。10か月が経過し、来年の3月末に発表会をする目途で準備中。演じたい役を自己申告しキャストイングが決まったところであり、発表会が最高の到達点になるのだ。

連絡はグループLINEで

全体の運営・企画・実施は、家族3人とボラの音楽セアラピスト2人とOさん、池田が加わって世話人会を結成している。連絡は、混乱を避けるために①はたらきTHE かり(ザカリ本人たち)、②家族、③世話人、④あ

らしのよるに(Oさんとザカリ)の4つのライングループに分けている。特に「ザカリ」は連絡の域を超えて、画像やスタンプを駆使して、今日のご飯・グルメと値段と在処・今日見た花や景色等々で溢れかえり、一晩で2桁の通信回数が常である。

時にはピアカウンセリングの場

ある時、脈絡なくいきなり送られた大量の画像にやりとりが分断され話が通じにくくなったことがあり、困ったメンバーが送信者にアルバムの作り方を伝授して問題を解決していた。またある時は、生活保護を受給しているが生活費は厳しいとの話に、就労しているメンバーから友人の例として情報を示しながら「プライドにこだわらなければ働く場所は絶対あるから!」とのやりとりなどあり、図らずもピアカウンセリングの場となっていた。当事者間で感情をコントロールしながら社会性が芽生えていたのだ。

セイフティーネットとして

ザカリの活動のベースには、ひと・まち社事務所と同居していたNPO法人VIVIDの事業として09年から毎月2回実施したミデイサービス³の朗読劇にある。毎日通える場所が欲しいとの利用者の声を受け、18年に法人として法に基づく就労継続支援B型事業所を開設し、区委託事業だったミニデイサービスは終了した。しかし、B型に通所できないミニデイメンバーが集まり、昨年ザカリを立ち上げた。取り残さない地域の支援活動は最終的なセイフティーネットであり、存在の大切さを改めて確認している。

<註>

- 1 NPO法人東京高次脳機能障害協議会(TKK-都内の29家族会が加盟している)発行 パンフレット
- 2 絵本『あらしのよるに』シリーズ全7巻(原作:きむらゆういち)講談社
- 3 中島八十一先生の『高次脳機能障害の勃興と将来展望』2023年4月20日発行(株式会社振興医学出版刊)に、VIVIDミニデイサービスプログラムが紹介されている



「東京都子ども基本条例」から2年、子ども施策はどこまで進んだか

東京都議会生活者ネットワーク 政務調査会 苗村洋子

ひと・まち社は2021年に子ども食堂や居場所活動などを実施している支援者に対し聞き取り調査を行い「子どもの自立と支援に関する調査報告書」をまとめました。その中で多岐に渡る困難事例に対し心を砕いて支援している人々の姿があり、子どもを持つ親への支援はもとより、緊急預かりや日常生活を送れるよう、子どもへの直接支援の取り組みを確認しました。

社会全体で子どもを取り巻く環境を整えることが必要であり、東京都に子どもの権利に関する条例が制定されたことは大きな前進です。そこで、都議会生活者ネットワークの政務調査会に「東京都子ども基本条例」が制定されたその後の経過と現状について、寄稿をお願いしました。

「苦節」30年！ネットの悲願

2021年3月、都議会において「東京都子ども基本条例」が全会一致で可決成立しました。東京・生活者ネットワークは、30年前から「子どもの権利条例」を掲げ、子どもの権利保障の必要性としくみづくりを提起してきました。当時から、子育ての孤立化や早期教育に駆り立てられる親子、学校や家で息苦しさを感ずる子どもの姿を目の当たりにしていました。1994年に日本が批准した「子どもの権利条約」には、子どもを保護されるだけの対象でなく権利の主体として意見が尊重される存在であることが示され、大人との上下関係や親の所有物と捉えがち子ども観を覆すものでした。わたしたちは、自身の人権意識や子どもとの関係に向き合うとともに、子どもたちがありのままの自分を認められ、いきいきと個性豊かに育っていける社会をつくるために活動を広げてきたのです。これまでに条例制定を求める請願活動や都内各地域での学習会、都議会でも他会派を巻き込んでフォーラムを開催し、議会質問でも子どもの権利保障について継続的に取り組み、子どもオンブズや意見表明のしくみなど具体的な提案をしてきました。

議員提案の条例案は、21年第1回定例会に突然の提出でした。子どもの「権利」に対する拒否感が強い会派との調整が事前にされたようで、当該会派も提案者となり、都議選を前にしたこの時期に、微妙な会派間のバランスによって、一部修正を経て成立しました。修正協議が合意に至ったのも、時期と力関係によるものと推察されます。都議会では例を見ない出来事であり、結果として議会の政策論議のめったにない好事例とも言えます。いずれにしても生活者ネットワークとしては、まさに「苦節」30年、子どもの権利条約に則した条例が成立したのです。

条例には、子どもを権利の主体として尊重する基本理念をはじめ、子ども参加や権利擁護、子ども施策を総合的に推進する体制の整備、財政上の措置などが規定されました。ネットは、意見表明の保障と施策への反映、子どもに寄り添った相談体制、権利侵害からの救済などをかねて求めてきましたが、条例をきっかけに進めることを期待しています。

チルドレンファーストを掲げて

一方、行政側は、これに呼応するかのように、20年秋から「こども未来会議」を設置、従来の枠組みにとられない幅広い視点で議論を行うとしました。そして、条例制定と時を同じくして出された「『未来の東京』戦略」には、「チルドレンファースト」を掲げました。こども未来会議では、海外の事例や専門家、民間支援者などさま

ざまな報告がなされ、今年3月までに8回開催しています。

条例制定は21年度予算編成終了後であったため、条例に関する施策は1年後の22年度に動き出します。「子供政策連携室」を新設し、子ども施策を総合的に推進するため、縦割りを排して施策に横串をさすとなりました。子どもに関する施策は、都庁の中でも多くの局が関わっています。出産・子育て、健康などは福祉保健局、公立学校は教育委員会、私立学校は生活文化スポーツ局、公園は建設局など。子供政策連携室は、まとめ連携を図る司令塔の役割を担い、具体的な施策は各事業局が実施するしくみになっています。

子供政策連携室がまず始めたのは、ヤングケアラーへの対応です。実際にケアを担っている子どもたちの困りごとを発見し支援につなげるためには、学校や福祉部門の連携が欠かせないため担当したものです。

子ども参加・意見表明の実現に向けて

条例に基づいて、子どもの意見を聞き施策に反映させる



「小学校1～3年生向けのハンドブック表紙」東京都政策企画局子供政策連携室ホームページより

必要があります。子ども参加については、少しずつ実績を増やしています。22年度には、こども記者：動画づくり(10～13歳5人)、こども編集者：こども基本条例ハンドブック制作(小学校低学年、高学年、中学生各10人)、こどもホームページ作成に関するワークショップ(小学4～6年16人)、高校生奮闘記：動画づくり(高校生3人)でした。23年度はこれまでに、こども記者：動画づくり(10～13歳5人)、こども都庁モニター(1200人)、こどもホームページ作成に関するワークショップ(小学4～6年10人)、こどもクリエイター：タレントとこども基本条例の動画づくり(20人)、ワークショップ：タレントとこども基本条例を学ぶ(30人)と、目白押しです。子どもたちの活動は、夏休みなどの長期休暇に実施しています。

子どもたちが中心になって制作したこども基本条例ハンドブックは、すでにWEB公開され、20万回再生されているとのこと。夏ごろには冊子が児童館や図書館、学校などに配付されます。また、制作にあたったこども編集者が、こども未来会議に参加し、ハンドブック編集活動と「こどもにやさしい東京」について発表しました。

条例を子ども自身が知り自分が使えると思えるようにすることは大切ですが、大人が条例を知り、子どもが権利の主体者であることを理解認識することこそがさらに重要です。4種類の年代×4か国語で作られたハンドブックを活用し、条例の趣旨を子どもに関わる大人だけでなくすべての大人に周知されることが望まれます。

今年1月、都は「こども未来アクション」を

策定、子どもの目線に立った取り組みをまとめたとしています。都としての子ども参加は始まったばかりですが、市区町村では子どもがより近い関係にあるため、地域で参加の取り組みが工夫されています。情報交換することで、参加のあり方もスキルアップが期待されます。

子どもの権利保障への道

こども基本条例で子ども参加は動き出しましたが、権利救済のしくみはまだ変わっていません。いじめや体罰、虐待は後を絶たず、貧困の広がりや安心できる居場所がなく行き場を求めてさまようなど、子どもを取り巻く状況は一向に改善されていません。子どもの権利侵害からの救済は大人社会の責任です。現在「東京都子供の権利擁護専門相談事業」として行われている相談事業は、権利救済のしくみとして、生活者ネットワークは継続的に注目してきま

した。受けた相談の解決に向けて、関係者との折衝、調整も実施しています。条例を機に、この権利擁護専門相談事業の強化を求めています。地域に権利救済機関を設置するとともに、広域自治体である都に権利擁護・権利救済のしくみが必要です。現在行っている個別救済をさらに充実し、提言・勧告機能を持つ第三者機関としての子どもコミッショナー(または子どもオンブズ)に衣替えし制度化すべきです。都は制度化するつもりはないと

していますが、今後も働きかけていきます。

条例施行から2年、取り組みは緒についたばかりです。都でも「子育て」「子育て」支援と言いだめました。主に親を対象にした子育て支援だけでなく、子どもに直接届く子育て支援は、重要性を増しています。子どもにとってかけがえのない子ども時代の「いま」を大切に、育っていく環境を子どもと一緒につくっていくことが重要です。

条例の附則には、施行後3年で検討すること、その際子どもの意見を聴くことが規定されました。子ども目線での検討を実施するよう求めています。

「大人向けハンドブック」東京都政策企画局子供政策連携室ホームページより



東京都こども基本条例

知っていますか？

こどもは社会の一員です。こどもはたくさん権利を持っています。こどもだけが持つ権利もあります。こどもの権利が大切にされ、みんなが幸せに過ごせるように東京都こども基本条例ができました。この条例は、こどもの権利条約の精神にのっとり作られています。

第11条 子どもの参加の促進
学校や地域の活動などで仲間と集まったり自由に活動できるようにします。

第10条 子どもの意見表明と施策への反映
こどものことを話し決めたりするとき、こどもは思ったことを言えます。大人はこどもの意見を受けとめて、しっかり向き合っていきます。

第9条 子育て家庭、子どもに寄り添った多面的支援
不安や悩みのあるこどもと家族を支え、必要なサポートを行います。

第8条 子どもの学び、成長への支援
こどもの学びたい気持ちを応援します。一人ひとりに合った形でこどもの力を伸ばします。

第7条 子どもの遊び場、居場所づくり
こどもが過ごしやすい遊び場や居場所を作ります。

第6条 子どもの安全安心の確保
こどもを犯罪や事故などの危険から守ります。

第5条 子どもにやさしい東京の実現
こどもの目線と考え、こどもにやさしい東京にしています。

第4条 子どもの権利
こどもの権利を守ります。

第12条 子どもの権利の広報・啓発
こどもに権利があることを大人にもこどもにも広げていきます。

第13条 子どもからの相談への対応
学校や専門機関等が協力し合いの相談にのります。

第14条 子どもの権利擁護
こどもの権利が守られていない場合には、こどもを助けられるよう、国やその他の機関等と連携して取り組みます。

条例全文はこちら

登録コード検索

評価者内部研修 ～ひと・まち社の第三者評価とは～

第三者評価事業 繁忙期に向かって

第三者評価は、受審する事業者が行政に対し補助金の申請手続きをする関係から、従来は10月頃から3月までが繁忙期となっていた。コロナ禍以降は前倒しの傾向で、特に今年は早く終えたいと希望する事業者が多くあり、6月より評価が進行している。年間実践目標は30件に定めているが7月時点で40件を超える依頼となった。

そこで、第一回評価室会議を6月に開き、ひと・まち社の独自評価者マニュアルをもとに、評価の基本とする「利用者本位の福祉サービスであるために」を改めて確認する研修を行った。

大切にしている評価の姿勢

評価者は東京都福祉サービス評価推進機構が開催する悉皆研修を毎年受講し、3年に1回以上各種専門分野の研修を受けて東京都の評価者としての姿勢を学んでいる。

この度の内部研修は、独自の評価者マニュアルを見直し、「ひと・まち社らしい評価とは」を共有する機会とした。

ひと・まち社は、誰が読んでもわかりやすい評価結果報告書づくりを目指し、事業所の実状にあった評価結果を導くため、評価者間の合議を丁寧に行っている。1件の評価は2～3名のチームで行っており、対面で合議を行うことで分析

を深めてチーム内の合意を高めている。評価結果報告書づくりの最後の合議は、チーム以外の経験豊富な評価者を加えて行うことで、各項目の講評がより客観的でわかりやすい表現になるようにしている。20年間変わらないスタイルであり、他機関との差異になっていることを共有した。また、事業所訪問時の言動や服装、評価結果作成時の注意事項を確認した。これらを踏まえ今後も、個人の尊厳を大切に、安定した福祉サービスが提供されるよう、分かりやすい表現で事業者にフィードバックしていきたい。

評価者募集中

東京都が認証する評価機関は114法人ある。ひと・まち社は2002年の試行時に認証機関となって以来評価に取り組み、実績は576件。現在の所属評価者は29名で、新たに1名が評価者養成講習を受ける。

評価者養成講習は年一回開催で、「資格を保有して福祉現場に3年以上勤務」・「3年以上20名以上の従業員をもった実績のある経営者」・「調査・研究活動の実績保有者」などが資格要件となる。ヘルパー・介護福祉士・社会福祉士・ケアマネジャー・保育士・看護師、事業経営などの経歴のある方、調査機関などの研究者の皆様、ひと・まち社で東京都の第三者評価に携わりませんか。高齢分野・障害分野・保育分野ご経験の皆様を募集中!!

「福祉サービス第三者評価」事業者向けのリーフレットを新しくしました

表紙の「武蔵野キスゲ」の写真は、ひと・まち社の元評価者の長尾孝恒氏の作品です。花言葉は「今を生きる」。森の中で木漏れ日を受けて咲く姿は、まさにひと・まち社の目指すところです。

ひと・まち社の評価

評価の基本的な姿勢

福祉サービスは、個人の尊厳を大切に、その能力に応じて自立した日常生活が営めるよう支援するものです。サービスの質を高めるためには利用者本位の視点が不可欠です。評価者は社会的な規範に基づいた客観的な視点、事業運営に役立つようフィードバックします。

評価の方針

事業所の実施した自己評価を尊重し、管理者と十分な意見交換を行います。「利用者本位の福祉サービスであるために」を評価実践の理念に、利用者調査から利用者の思いを引き出します。評価結果報告書の作成にあたっては、各分野の専門的知識を持つ評価者が意見交換し、サービスを提供している人に分かりやすい内容にします。

いいねな合議による評価結果報告書作成

評価結果を導く評価者の合議は、担当者による合議を重ね、さらに担当以外の経験豊富な評価者を加えた合議を経て、利用者にもわかりやすい表現に努め、第三者性の高い報告書を作成します。

気付きを共有するいいねなフィードバック

評価者は、運営にかかわる課題から感じ取った事業所の雰囲気まで、報告書に記載しきれない気づきを丁寧に説明します。

研修の実施

評価者は、評価推進機構が行う研修に参加するほか、福祉施策の現状を知るため独自に見学や専門職から学ぶなどの内部研修を行い、漏りのない視点が保てるように努めます。

第三者評価の標準的な流れ

東京都福祉サービス評価推進機構が定める標準的な手順で行います。調査結果の分析に十分な時間をかけますので、ご報告までにおよそ2週間いただきます。

事業者 ひと・まち社

事前説明会

全職員に調査票配布

自己評価の実施

①経営層合議による自己評価
②各職員による自己評価

訪問調査準備

訪問調査(経営層へのヒアリング)

フィードバック資料確認

評価結果のフィードバック

調査票の作成

調査結果の集計

確認事項の作成

評価結果報告書の提出

どうきよう福祉ナビゲーションで公表

東京都の第三者評価とは

①利用者調査
利用者全員を対象に調査を行います。調査方式は聞き取り、アンケート、場面観察があり、事業種ごとに方式が定められています。通所系のサービスでは、うたごえ、なるべく多くの利用者から聞き取り調査を行うようにしています。

②事業所の自己評価
経営層が合議で作成する自己評価。全職員が個別に回答する自己評価。利用者調査の結果を分析し、事業所の現状を把握します。

③ひと・まち社では
訪問調査では、評価に必要な情報を収集します。確認事項、資料はワークシートにまとめて、事前に事業所に送付し、準備していただけるようにしています。

評価の手法

1. 標準の評価

自己評価
組織マネジメント項目
サービス分析項目

2. サービス項目を中心とした評価

利用者調査
①アンケート方式
②聞き取り方式
③場面観察方式
※実施方式はサービス業種によって決められています。

サービス項目を中心とした評価
この方式を講じている事業所は、高齢分野/2 サービス、障害分野/10 サービス、認可外保育施設に限られています。

東京都福祉サービス第三者評価

利用者本位の福祉サービスであるために

市民シンクタンクひと・まち社

特定非営利活動法人(認定NPO)

市民シンクタンクひと・まち社

ひと・まち社
月15日
ASKビル

メールアドレス登録のお願い

ひと・まち社ではSDG sの取り組みとしてペーパーレスをすすめています。今後の機関紙「ひと・まち」の電子データでの発信を検討しています。通信購読をご希望の皆様にはメールアドレスのご登録へのご協力をお願い致します。npo@hitomachi.org

ひと・まち社へのご寄付をお願いいたします

振込先口座

特定非営利活動法人市民シンクタンクひとまち社

三菱UFJ銀行 新宿中央支店 普通 5298170

編集後記：20年以上前に隣人だった新聞記者の名前を連載記事で見つけた。記事はチリでノマドライターとして暮らす息子さんとの旅の様子が書かれていた。ホテルには泊まらず、行く先々で友人を頼り、寝食を共にする。自分を飾ることなく弱さを見せ、心を「おき出し」にして人と関わり合う息子さんを、日本での常識や思い込みを取り払い、自分と考え方も生き方も違う人間であり、年来の友人のようだと認めていた。国や政治状況は違うが、生きていくために必要な基本的な人権がそこにはあるのだと考えさせられる連載だった。(K)